

**JETRO ASEAN 知財動向報告会
インターネット上での知財侵害商品の流通についての
ISP責任に関する制度の調査**

2014年5月15日(木)

パートナー弁護士 小野寺 良文

調査事項

1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観
2. ISPの法的責任
 - 1) インターネット上での知的財産権侵害についてのISP責任を定めた法律等
 - 2) ISP責任が認められるための要件
 - 3) ISP責任に関する重要裁判例等
3. ISPに対する実務的措置
 - 1) 推奨される対応
 - 2) ISPに知的財産権侵害品の削除等を求める際の実務的留意点
 - 3) 一般に予想されるISP側の対応
4. インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

結果の要旨

1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観

- レポートの各国の冒頭部分に記載のとおり

2. ISPの法的責任

- インターネットでの知的財産権侵害品の流通に関する法律の規定が存在する国は、ブルネイ(電子商取引法)、ラオス(電子取引法)、マレーシア(著作権法)、ミャンマー(電子取引法刑事罰)、フィリピン(電子商取引法)、シンガポール(電子商取引法、著作権法)、ベトナム(Decree185)
- これらの規定は、一括りにして言えば日本のプロバイダ責任制限法と同様にISPの責任を免責しているものが多い
- 2012年に改正されたマレーシア著作権法43条は、インターネット上の電子的な権利侵害に迅速(48時間以内)かつ簡易(通知で足りる)な救済手段を提供している(対抗措置も簡易な手続である)

結果の要旨(cont.)

3. ISPに対する実務的措置

- マレーシア著作権法43条Hに基づく通知については上述のとおり
- その他の場合については、まず一般的な知的財産権法に基づいた警告や交渉を行い、その後法的手続を行うことを検討すべきことになる
- 実効性については、一部でISPによる合理的な対応が期待できる場合があるが、率直な印象として実効性の高い措置とはいえない
- 裁判例についても非常に限定的である

4. インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

- マレーシア、フィリピン(但し限定的なもの)のみ存在することが確認された。
 -



小野寺 良文 Yoshifumi Onodera
パートナー/北京事務所主席代表

tel. 03-5223-7769

yoshifumi.onodera@mhmjapan.com

2000年に当事務所に入所以来一貫して、特許権、商標権、著作権等、知的財産法関連の訴訟（侵害訴訟、無効審判、審決取消訴訟）、仲裁及びライセンス契約交渉等の案件を担当。化学・生物学のバックグラウンドを有し、これまでに医薬品、バイオテクノロジー、塗料、油脂、半導体、情報機器、光学装置、ソフトウェア、ゲームソフト等の多様な技術分野に関する技術的専門性の高い案件を手掛けている。中国及びアジア地域（ASEAN諸国及びインド）の知的財産権業務（模倣品、冒認商標権等に関する行政取締り手続、異議手続、訴訟手続及びライセンス契約等）も多数手掛けている。

Best Lawyers in Japan (The Fourth Edition)に「Intellectual Property Law」部門で選ばれている。

2000年 弁護士登録、第二東京弁護士会所属

言語：日本語、英語、中国語

(経歴)

1998年 東京大学農学部応用生命科学課程森林生命科学専修
 2007年 青山学院大学法科大学院 客員教授（知的財産法）
 2013年 日本弁護士連合会 知的財産センター委員
 2014年 東京税関 知的財産権専門委員
 2014年 国際法曹協会 (Officer of the IP & Ent. Committee)

(中国知的財産権に関する最近の論文)

国際商事法務 Vol. 41 No. 9 2013年9月15日刊
 「電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定の解説」

国際商事法務 Vol. 41 No. 6 2013年6月15日刊
 「「中華人民共和国商標法修正案（草案）」（第3回改正案）の解説」

NBL 1002号 2013年6月1日刊
 「続・重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線(10) 不正競争行為をめぐる裁判例」

ご清聴ありがとうございました。

**ご意見・ご質問等がございましたら
お気軽にご連絡ください。**